解散公告（第一回）

当法人は、平成二十七年一月二十二日開催の理事会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年三月十七日

長崎県東彼杵郡東彼杵町平似田郷七一三番地一　社会福祉法人みどり福祉会

清算人　生田　忍

解散公告（第二回）

当土地改良区は、平成二十七年二月十九日三重県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年三月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年三月十七日

三重県津市芸濃町椋本一八四二番地

清算法人芸濃北部土地改良区

清算人代表　松田　実

解散公告（第三回）

当法人は、宗教法人法第四十三条第一項の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十七年三月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年三月十七日

東京都江東区深川東雲地先一〇号地

宗教法人江東寺

代表清算人　菊地　順一

解散公告（第三回）

当土地改良区は、平成二十七年二月十八日沖縄県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年三月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年三月十七日

沖縄県名護市字仲尾次七四八番地

清算法人羽地中部土地改良区

代表清算人　金城　秀治

第七十六期決算公告

平成二十六年十一月三十日現在

貸借対照表の要旨

単位・億円

資産の部

流動資産	七三〇
固定資産	一、二七八
資産合計	二、〇〇九

負債及び純資産の部

流動負債	三二七
固定負債	一八八
退職給付引当金	一五二
その他	三六
株主資本	一、三七七
資本金	三
資本剰余金	〇
資本準備金	〇
利益剰余金	一、三七四
利益準備金	〇
その他利益剰余金	一、三七三
評価・換算差額等	一一五
株式等評価差額金	一一五
負債及び純資産合計	二、〇〇九

損益計算書の要旨

（自　平成二十五年十二月一日　至　平成二十六年十一月三十日）

単位・億円

売上高	一、一九〇
売上原価	八九二
売上総利益	二九七
販売費及び一般管理費	二六九
営業利益	二七
営業外収益	二五
営業外費用	〇
経常利益	五三
特別利益	〇
特別損失	一五
税引前当期純利益	三八
法人税、住民税及び事業税	七
法人税等調整額	三
当期純利益	二七

平成二十七年三月十七日

東京都文京区音羽二丁目一二番二一号

株式会社講談社

代表取締役　野間　省伸

第一期決算公告

平成二十六年十二月三十一日現在

貸借対照表の要旨

単位・百万円

資産の部

流動資産	三一〇
資産の部合計	三一〇

負債及び純資産の部

流動負債	二九二
賞与引当金	七六
その他	二一六
負債の部合計	二九二
株主資本	一八
資本金	一〇
利益剰余金	八
その他利益剰余金	八
（当期純利益）	（八）
純資産の部合計	一八
負債及び純資産の部合計	三一〇

平成二十七年三月十七日

神奈川県小田原市寿町五丁目三番二八号

花王コスメプロダクツ小田原株式会社

代表取締役　内海　実

配当公告

東京都渋谷区渋谷二丁目二番四号青山アルコーブ二〇四号、商業登記簿上の本店所在地東京都文京区千駄木一丁目二二番三三号

破産者　株式会社クインアッシュ

右の者に対する東京地方裁判所平成二十三年（フ）第二一六〇号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額

金一、三七九、六五六、九四四円

一、配当をすることができる金額

金一一四、五〇四、一二三円

平成二十七年三月十七日

東京都千代田区丸の内二丁目二番二号丸の内三井ビル　シティユーワ法律事務所

破産管財人　弁護士　澤野　正明

配当公告

岐阜県大垣市静里町九三八番地の一

破産者　株式会社プラント計画

右の者に対する岐阜地方裁判所大垣支部平成二十四年（フ）第九〇号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額

金四六四、六〇五、二三七円

一、配当をすることのできる金額

金五四、九四四、〇五〇円

平成二十七年三月十七日

岐阜市七軒町二五番地苅谷ビル二階

破産管財人　堀部　俊治

配当公告

名古屋市港区新茶屋二丁目一〇〇六番地

破産者　株式会社大アキ服部

右の者に対する名古屋地方裁判所平成二十五年（フ）第一七五〇号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金三三七、六五八、二七四円

（内優先債権額　金九、四二二、五一六円）

一、配当することのできる金額

金一九、二七七、八五九円

（内優先債権額　金九、四二二、五一六円）

平成二十七年三月十七日

名古屋市中区丸の内三丁目六番四一号ＡＭビル六階

破産管財人　榊原　裕臣

配当公告

名古屋市港区新茶屋二丁目一〇〇六番地

破産者　株式会社兼将

右の者に対する名古屋地方裁判所平成二十五年（フ）第一七五一号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金二八五、九九一、九九七円

一、配当することのできる金額

金一、四八〇、五三四円

平成二十七年三月十七日

名古屋市中区丸の内三丁目六番四一号ＡＭビル六階

破産管財人　榊原　裕臣

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道石狩郡当別町春日町九五番地、最後の住所札幌市豊平区平岸七条一四丁目二番一二―七〇七号　被相続人　亡　井上平皿郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月十七日

事務所札幌市中央区大通西一〇丁目　南大通ビル六階　八幡・林法律事務所

相続財産管理人　弁護士　鈴木　賢治